

千葉県青少年健全育成条例施行規則

制	定	昭和40年 2月 1日	規則第 2号
改	正	昭和46年11月 2日	規則第 87号
	〃	昭和47年11月 4日	規則第 81号
	〃	昭和53年 4月 1日	規則第 18号
	〃	昭和53年11月17日	規則第 80号
	〃	昭和58年 3月11日	規則第 7号
	〃	平成 4年 5月 6日	規則第 68号
	〃	平成 6年 6月10日	規則第 37号
	〃	平成 8年11月29日	規則第 69号
	〃	平成 9年 3月31日	規則第 29号
	〃	平成12年 3月31日	規則第 54号
	〃	平成13年12月21日	規則第116号
	〃	平成16年 4月 1日	規則第 84号
	〃	平成17年 3月 7日	規則第 25号
	〃	平成17年 3月18日	規則第 33号
	〃	平成21年 4月24日	規則第 45号
	〃	平成22年 9月24日	規則第 45号
	〃	平成23年 3月31日	規則第 46号
	〃	平成24年 4月 6日	規則第 49号
	〃	平成24年 6月29日	規則第 58号
	〃	平成25年 2月 5日	規則第 9号
	〃	平成26年 3月31日	規則第 32号
	〃	平成27年12月 4日	規則第 72号
	〃	平成30年 3月23日	規則第 15号
	〃	令和 4年 3月31日	規則第 58号
	〃	令和 8年 3月31日	規則第 29号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号。以下「条例」という。）に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(優良興行及び優良図書等の推奨の方法)

第2条 条例第7条の規定による推奨は、告示により行うものとする。

(有害図書等とする図書等の内容)

第2条の2 条例第10条第2項第1号から第4号までに規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- イ 大たい部を開いた姿態
- ロ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ハ 愛ぶの姿態又はこれを連想させる姿態
- ニ 自慰の姿態
- ホ 排せつの姿態
- ヘ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- イ 性交又はこれを連想させる行為

ロ ごうかんその他のりよう辱行為

ハ 同性間の行為

ニ 変態性欲に基づく行為

- 2 条例第10条第2項第5号及び第6号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

(有害図書等の区分陳列の方法)

第2条の3 条例第11条第1項の規定による有害図書等を陳列するときの他の図書等との区分の方法は、次の各号のいずれかの措置をとり、かつ、有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に、容易に判読できる大きさの文字を使用して、有害図書等を青少年に販売等することができない旨の表示をすることとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書等を陳列すること。
- (2) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に、有害図書等をまとめて陳列すること。ただし、有害図書等を陳列する棚を、有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する場合を除く。
- (3) 有害図書等を陳列する棚の前面から10センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものとする。)を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (5) 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列すること。

第2条の4 条例第11条第3項の規定による命令は、別記第1号様式の文書により行うものとする。

(有害玩具等とする物品の内容)

第2条の5 条例第12条第2項第3号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。)

(自動販売機等の設置の届出等)

第3条 条例第14条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(別記第2号様式)を設置場所を管轄する地域振興事務所の長を経由して知事に提出することにより行うものとする。ただし、当該設置場所を管轄する地域振興事務所が置かれていない場合にあっては、地域振興事務所の長を経由することを要しない。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動販売業者等(県の区域内に住所を有しない者に限る。)の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書。第5号において同じ。)

- (2) 自動販売機等の設置場所付近の見取図（縮尺 3 千分の 1 程度）及び配置図
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類
- (4) 自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書
- (5) 自動販売機等の設置場所の提供者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
- (6) 自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
- (7) 自動販売機管理者等が条例第 13 条に規定する自動販売機管理者等の業務を行うことを承諾していることを証する書類

3 条例第 14 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出は、自動販売機等変更（廃止）届出書（別記第 3 号様式）を設置場所を管轄する地域振興事務所の長を経由して知事に提出することにより行うものとする。ただし、当該設置場所を管轄する地域振興事務所が置かれていない場合にあつては、地域振興事務所の長を経由することを要しない。

4 前項の届出書には、次の各号に掲げる事項の変更にあつては、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 自動販売業者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地） 第 2 項第 1 号に掲げる書類
- (2) 自動販売機等の設置場所 第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる書類（同一の地番内の土地において設置場所を変更する場合にあつては、第 2 項第 2 号の配置図に限る。）
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者 第 2 項第 3 号から第 5 号までに掲げる書類
- (4) 自動販売機管理者等の氏名及び住所 第 2 項第 6 号に掲げる書類
- (5) 自動販売機管理者等 第 2 項第 6 号及び第 7 号に掲げる書類

5 条例第 14 条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による表示は、別記第 4 号様式により行うものとする。

（特定薬品類等）

第 3 条の 2 条例第 17 条第 1 項の規定による特定薬品類等は、次のとおりとする。

- (1) 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 6 の 2 第 1 号から第 47 号までに掲げる物及びこれらの物のみの混合物をいう。次号において同じ。）
- (2) 有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であつて、有機溶剤を当該混合物の重量の 5 パーセントを超えて含有するものをいう。）

（公表）

第 3 条の 3 知事は、青少年の濫用を特に防止する必要があると認めた特定薬品類等の商品名を公表することができる。

（広告物に係る措置命令の方法）

第 4 条 条例第 18 条第 4 項の規定による命令は、別記第 5 号様式の文書により行うものとする。

（立入調査等を行う職員等）

第 5 条 条例第 23 条の 4 第 1 項及び第 23 条の 9 第 1 項に規定する該当職員は、次の各号に掲げる職員のうちから知事が指定する者とする。

- (1) 健康福祉部こども・若者政策課の職員

(2) 地域振興事務所の職員

2 条例第23条の4第3項（条例第23条の9第3項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、別記第6号様式のとおりとする。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が情報通信の技術を利用する方法）

第6条 条例第23条の6第1項第2号の規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の使用に係る電子計算機と青少年又は青少年の保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて条例第23条の6第1項第2号に掲げる事項（以下この条において「説明事項」という。）を送信し、青少年又は青少年の保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて青少年又は青少年の保護者の閲覧に供し、当該青少年又は青少年の保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該説明事項を記録する方法

(3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を青少年又は青少年の保護者の閲覧に供する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 青少年又は青少年の保護者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

(2) 前項第3号に掲げる方法にあつては、青少年又は青少年の保護者から請求があつた場合に、同項第1号又は第2号に掲げる方法により説明事項を提供することができるものであること。

（青少年の保護者が情報通信の技術を利用する方法）

第7条 条例第23条の6第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

(1) 青少年の保護者の使用に係る電子計算機と携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて条例第23条の6第2項各号に掲げる事項（以下この項において「申出事項」という。）を送信し、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 青少年の保護者の使用に係る電子計算機に申出事項を入力し、電気通信回線を通じて携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機に申出事項を入力し、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

2 前項の規定は、条例第23条の6第4項において準用する同条第2項の規則で定める方法について準用する。この場合において、前項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とあるのは、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と読み替えるものとする。

（青少年の保護者の申出書等の保存期限等）

第8条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、条例第23条の6第2項の規定により青少年の保護者から書面の提出又は事項の提供を受けたときは、同条第3項の規定により、当該書面又は当該事項を記録した電磁的記録を同条第2項の申出に係るインターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日まで保存しなければならない。ただし、当該契約に係る青少年が青少年でなくなつたときは、この限りでない。

2 条例第23条の6第3項の規則で定める電磁的記録は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

3 前各項の規定は、条例第23条の6第4項において準用する同条第3項の規定による保存の方法及び同項の規則で定める電磁的記録について準用する。この場合において、前各項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とあるのは、「携帯電話インターネット接続役務提供者等」と読み替えるものとする。

(申出及び通報の方法)

第9条 条例第25条の規定による申出及び通報は、口頭又は文書をもってするものとする。この場合において、優良興行の推奨の申出は、優良興行推奨申出書（別記第7号様式）によらなければならない。

(点字による申出)

第10条 前条の規定にかかわらず、視覚障害者は、同条後段に規定する申出書に代えて当該申出書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年11月 2日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年11月 4日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年 4月 1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年11月17日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年 3月11日規則第 7号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成 4年 5月 6日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6年 6月10日規則第37号）

(施行期日)

1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県青少年健全育成条例施行規則第6条第2項の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉県青少年健全育成条例施行規則第6条第2項の規定により発行されたものとみなす。

附 則（平成 8年11月29日規則第69号）

(施行期日)

1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県青少年健全育成条例施行規則第3条第4項の規定により行われている表示は、改正後の千葉県青少年健全育成条例施行規則第3条第4項の規定により行われたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の千葉県青少年健全育成条例施行規則第6条第2項の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉県青少年健全育成条例施行規則第6条第2項の規定により発行されたものとみなす。

附 則（平成9年3月31日規則第29号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第54号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月21日規則第116号）

この規則は、千葉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成13年千葉県条例第62号）の施行の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月7日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月18日規則第33号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。ただし、別記第4号様式の改正規定（同様式を別記第5号様式とする部分を除く。）は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月24日規則第45号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成22年9月24日規則第45号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第46号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日規則第49号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第58号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年2月5日規則第9号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第32号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月4日規則第72号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第15号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第58号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第29号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第一号様式（第二条の四）

有害図書等区分陳列措置命令書

千葉県 達第 号

住 所 （法人にあつては、主たる
事務所の所在地）

氏 名 （法人にあつては、その名
称並びに代表者の氏名及
び住所）

千葉県青少年健全育成条例第11条第3項の規定により、
勧告に従い下記のとおり措置すべきことを命ずる。

年 月 日

千葉県知事 印

記

1 図書等を販売等する場所（所在地）及び名称

（1）場所（所在地）

（2）名称

2 措置すべき内容

3 理由

4 措置すべき期限

年 月 日

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第二号様式（第三条第一項）

自動販売機等設置届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる
事務所の所在地)
届出者 氏 名 (法人にあつては、その名
称並びに代表者の氏名及
び住所)
電話番号

次のとおり〔自動販売機
自動貸出機〕を設置するので、千葉県青少年健全育成条例第14条第1項
の規定により届け出ます。

設 置 場 所	市 区 町 村 番地
設 置 場 所 者 提 供 者	住 所 名 氏 名
自 動 販 売 機 管 理 者 等	住 所 名 氏 名 電 話 番 号
自 動 販 売 機 等 の 設 置 予 定 年 月 日	年 月 日
販 売 し、又 は 貸 付 け る 図 書 等 又 は 特 定 が ん 具 等 の 種 類	雑誌・写真集・ビデオテープ その他（具体的に)
自 動 販 売 機 等 の 名 称、 型 式 及 び 製 造 番 号	名 称 型 式 製造番号

添付書類

- 1 自動販売業者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 2 自動販売機等の設置場所付近の見取図（縮尺3,000分の1程度）及び配置図
- 3 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類
- 4 自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書
- 5 自動販売機等の設置場所の提供者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明）
- 6 自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
- 7 自動販売機管理者等が条例第13条に規定する自動販売機管理者等の業務を行うことを承諾していることを証する書類

第三号様式（第三条第三項）

自動販売機等変更（廃止）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 （法人にあつては、主たる
事務所の所在地）
届出者
氏 名 （法人にあつては、その名
称並びに代表者の氏名及
び住所）
電話番号

次のとおり自動販売機等の（届出事項を変更）
設 置 を 廃 止 したので、千葉県青少年健全育成条例
（第14条第2項）
第14条第3項 の規定により届け出ます。

設 置 届 出 番 号		—
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変更 廃止	年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 自動販売業者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地）の変更の場合 住民票（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 2 自動販売機等の設置場所の変更の場合 自動販売機等の設置場所付近の見取図（縮尺3,000分の1程度）及び配置図、自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類、自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書、自動販売機等の設置場所の提供者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）、自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し並びに自動販売機管理者等が条例第13条に規定する自動販売機管理者等の業務を行うことを承諾していることを証する書類（地番が同一の土地の区域において設置場所を変更する場合にあつては、自動販売機等の配置図に限る。）
- 3 自動販売機等の設置場所の提供者の変更の場合 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類、自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書及び自動販売機等の設置場所の提供者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 4 自動販売機管理者等の氏名及び住所の変更の場合 自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
- 5 自動販売機管理者等の変更の場合 自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し及び自動販売機管理者等の業務を行うことを承諾していることを証する書類

第四号様式（第三条第五項）

千葉県青少年健全育成条例に基づく表示（設置届出番号 — ）	
自動販売業者 （自動貸出業者）	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、その名称並びに代表者の 氏名及び住所） 電話番号
設置場所	
設置場所 提供者	住所 氏名
自動販売機管理者 （自動貸出機管理者）	住所 氏名 電話番号
自動販売機（自動 貸出機）の名称、 型式及び製造番号	名称 型式 製造番号

1 0 セ ン チ メ ー ト ル

1 5 セ ン チ メ ー ト ル

第五号様式（第四条）

広告物除
内容変更
去命令書

千葉県達第 号

住 所 （法人にあつては、主たる
事務所の所在地）
氏 名 （法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名）

千葉県青少年健全育成条例第18条第4項の規定により、下記のとおり措置すべきことを命ずる。

年 月 日

千葉県知事 印

記

- 1 広告物の表示場所
- 2 広告物の種類及び名称
- 3 措置すべき内容
- 4 理 由
- 5 措置すべき期限

年 月 日

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第六号様式（第五条第二項）

（表）

第 号	
調 査 員 証	
千葉県青少年健全育成条例第23条の4第1項及び第23条の9第1項の 規定による立入調査等の権限を有する者であることを証明する。	
写真	千葉県
	
	所 属
	職
	氏 名
(年 月 日生)	
年 月 日発行	
千葉県知事	
印	

9センチメートル

6.5センチメートル

注 地色は空色、県章の縁は薄黄色、県章は白色とする。

(裏)

千葉県青少年健全育成条例（抜粋）

（立入調査等）

第23条の4 知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めたときは、当該職員をして、営業時間内において、営業所（自動販売機等の設置場所を含む。）に立ち入って調査を行わせ、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 当該職員が第1項の規定による立入調査等を行う場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所への立入調査等）

第23条の9 知事は、第23条の6第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第23条の7並びに前条第1項の規定の施行のため必要があると認めたときは、当該職員をして、営業時間内において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所に立ち入って調査を行わせ、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第23条の4第3項の規定は、第1項の規定による立入調査等について準用する。

第7号様式（第九条）

優 良 興 行 推 奨 申 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 （法人にあつては、その主
たる事務所の所在地）

氏 名 （法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）
年 月 日生

電話番号

次の興行は、青少年の健全な育成に特に有益と思われるので、これを優良興行として推奨されるよう千葉県青少年健全育成条例第25条の規定により、申し出ます。

1 種 類

2 名 称

3 興行の場所

4 申出の理由